

九州電力株式会社

(証券コード 9508)

第98回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時

場所

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
(末尾のご案内図をご参照ください。)

必ずお読みください

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには、**株主総会当日のご来場を可能な限りお控えいただき、郵送又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。**

また、**本総会の様子をライブ配信いたしますので、当日のご来場に代え、インターネットでのご視聴をお願い申し上げます。**

詳細は、本招集ご通知3ページから6ページをご参照ください。

今後の状況により株主総会の運営等を変更する場合は、当社ウェブサイト(https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html)にてお知らせさせていただく予定です。当社ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。



ずっと先まで、明るくしたい。

(証券コード 9508)

2022年6月7日

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役
会 長 瓜 生 道 明

第98回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。株主の皆さまにおかれましては、感染防止のため、本総会につきましては、当日のご来場は可能な限りお控えいただき、事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、「議決権行使についてのご案内」(3ページから4ページ)をご確認いただき、書面又はインターネットにて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時
- 2 場 所 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
(末尾のご案内図をご参照ください。)

3 目的事項

報 告 事 項

- 1 第98期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について
- 2 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

決 議 事 項

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

- | | | | |
|-------|----------------|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 利益準備金の額の減少について | 第4号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任について |
| 第2号議案 | 剰余金の処分について | 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任について |
| 第3号議案 | 定款の一部変更について | | |

<株主（1名）からのご提案（第6号議案から第10号議案まで）>

第6号議案	定款の一部変更について（1）	第9号議案	定款の一部変更について（4）
第7号議案	定款の一部変更について（2）	第10号議案	定款の一部変更について（5）
第8号議案	定款の一部変更について（3）		

<株主（1名）からのご提案（第11号議案から第16号議案まで）>

第11号議案	定款の一部変更について（6）	第14号議案	定款の一部変更について（9）
第12号議案	定款の一部変更について（7）	第15号議案	定款の一部変更について（10）
第13号議案	定款の一部変更について（8）	第16号議案	定款の一部変更について（11）

<株主（66名）からのご提案（第17号議案から第25号議案まで）>

第17号議案	定款の一部変更について（12）	第22号議案	定款の一部変更について（17）
第18号議案	定款の一部変更について（13）	第23号議案	定款の一部変更について（18）
第19号議案	定款の一部変更について（14）	第24号議案	定款の一部変更について（19）
第20号議案	定款の一部変更について（15）	第25号議案	定款の一部変更について（20）
第21号議案	定款の一部変更について（16）		

各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（7ページから38ページ）に記載しております。

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、**議決権を行使することができる株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけません**のでご注意ください。

次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）への掲載のみとさせていただきますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには、株主総会当日のご来場を可能な限りお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

当日株主総会へご出席されない場合の議決権は、以下の方法によりご行使いただけます。



■書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2022年6月27日(月曜日) 午後5時到着分まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書
九州電力株式会社 御中

株主番号 議決権行使数

切取線から切り取って
こちら側をご返送ください

年 月 日

議案

会社提案

議案

株主提案

お 願 い

1

2

3

4

5

6

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトに
ログインQRコード

見本

九州電力株式会社

- こちらに、議案の賛否をご記入ください。
賛成の場合……「賛」の欄に○印
否認する場合……「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合、
「賛」又は「否」の欄に○印をし、候補者番号をご記入ください。
- 当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。
株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
- 各議案につき賛否の表示をされない場合は、
会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



■インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトへ、パソコン又はスマートフォン等にてアクセスいただき、画面の案内に従って行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

▶詳しくは次頁をご覧ください

行使期限 2022年6月27日(月曜日) 午後5時まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

- 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主さまのご負担となります。

■機関投資家の皆さまへ

上記インターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

スマートフォン・タブレットから QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

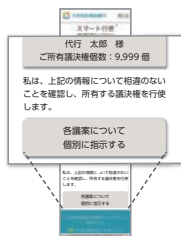
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることが可能です。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをお読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更される場合は、お手数ですがパソコン向けウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力いただき、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けウェブサイトへ遷移できます。

パソコンから 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

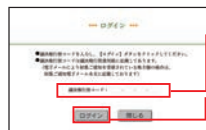
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスください。



「次へすすむ」
をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
をご入力

「ログイン」
をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
をご入力

実際にご使用になる新しい
パスワードをご設定ください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

- ①インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 (午前9時～午後9時/フリーダイヤル)

- ②その他のご照会

三井住友信託銀行 証券代行部

0120-782-031 (平日午前9時～午後5時/フリーダイヤル)

インターネットによるライブ配信のご案内

- 本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。
- スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主IDとパスワードを入力の上、ご視聴ください。

配信日時

2022年6月28日(火) 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

当日の視聴方法

スマートフォン、パソコン等にて以下の配信用ウェブサイトへアクセスし、株主ID及びパスワードを入力してください。

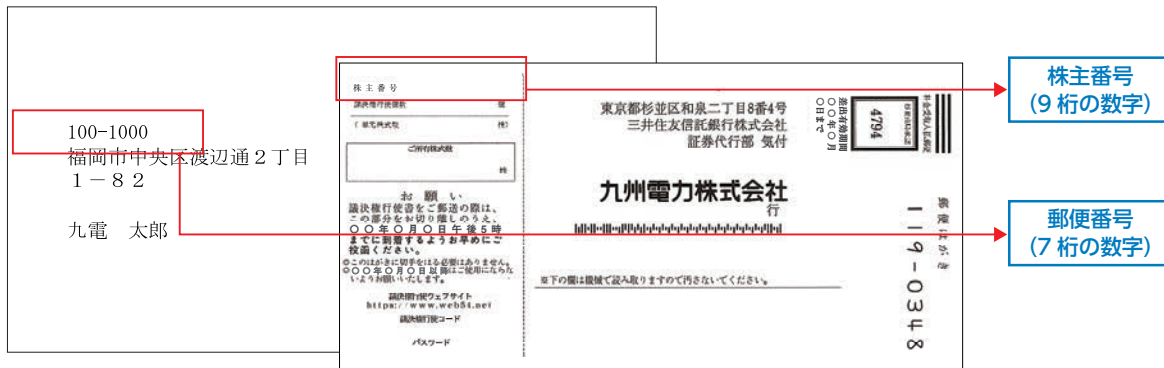
配信用ウェブサイト <https://9508.ksoukai.jp>

株主ID：議決権行使書用紙記載の「**株主番号**」（数字9桁）

パスワード：基準日（3月末）時点の株主名簿ご登録住所の「**郵便番号**」（数字7桁ハイフンなし）

※株主ID及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。議決権行使書用紙を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。

【ご参考】 議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置



ご視聴にあたってのご注意事項

- インターネットによるライブ配信をご視聴いただく場合、**当日の決議にご参加いただくことはできません。また、ご質問を含む一切のご発言ができません。事前に郵送又はインターネットによる議決権行使をお願いいたします。**
- 配信の映像は役員席付近のみとさせていただきます。ご出席される株主さまは映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- 撮影、録画、録音、保存及びSNS等での無断公開は固くお断りいたします。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご使用のパソコン等及びインターネットの接続環境等により、ご視聴できない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- やむを得ず、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト (https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html) にてお知らせいたします。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
株主総会ライブ配信 サポート専用ダイヤル

0120-782-041

(平日午前9時～午後5時/フリーダイヤル)

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-4520-1494

(受付時間 6月28日(火) 午前9時～株主総会終了)

株主総会会場での新型コロナウイルス感染対策

【以下の内容につき、あらかじめご了承ください。】

- 株主さま同士の席の間隔を広くとるため、ご用意する株主さまの席に限りがございます。ご用意した席数を上回る株主さまがご来場された場合には、恐れ入りますがご入場をお断りする場合がございます。
- 発熱されている方、体調不良の方のご来場は、固くお断りいたします。
- 会場では、必ずマスクの着用、及び手指のアルコール消毒をお願いいたします。
- 今後の状況により株主総会の運営等を変更する場合は、当社ウェブサイト (https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html) にてお知らせさせていただく予定です。当社ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案から第5号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 利益準備金の額の減少について

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第448条第1項の定めに基づき、利益準備金の額の減少を行い、その全額を繰越利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

1 減少する利益準備金の額

59,326,215,925円（全額）

2 利益準備金の額の減少が効力を生じる日

債権者異議申述期間後の2022年7月30日を予定しております。

第2号議案 剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、当期の業績や中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案し、普通株式1株につき年間40円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、1株につき20円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては、1株につき20円といたしたいと存じます。

また、当期のA種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、1株につき年間2,100,000円といたしたいと存じます。昨年11月に1株につき1,050,000円の中間配当を実施しておりますので、期末配当につきましては、1株につき1,050,000円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式

1株につき金 20円

総額 9,478,382,020円

当社A種優先株式

1株につき金 1,050,000円

総額 1,050,000,000円

計 総額 10,528,382,020円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

1 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次の「現行定款・変更案対比表」のとおりであります。

現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(14) <省 略> <新 設> <新 設>	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(14) <現行どおり> (15) <u>農林水産物の生産、加工および販売</u> (16) <u>損害保険代理店および生命保険の募集に関する業務</u> (17) <u>不動産の売買、賃貸借および管理ならびに不動産投資顧問業</u> (18) 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売 (19) <現行どおり> (20) <現行どおり>
(15) 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売	
(16) <u>不動産の売買、賃貸借および管理</u>	
(17) 前各号に付帯関連する事業	
(18) 経営上必要と認める他の会社への投資	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報の全部または一部を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>付 則</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>付 則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	瓜生道明 再任	代表取締役会長
2	池辺和弘 再任	代表取締役 社長執行役員
3	藤井一郎 再任	代表取締役 副社長執行役員、ビジネスソリューション統括本部長
4	豊馬誠 再任	代表取締役 副社長執行役員、危機管理官、ESGに関する事項
5	豊嶋直幸 再任	取締役 常務執行役員、原子力発電本部長
6	あき穂山泰治 再任	取締役 常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部長
7	ふじ藤本淳一 再任	取締役 常務執行役員、立地コミュニケーション本部長
8	くり栗山嘉文 再任	取締役 常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、 営業本部長
9	せん千田善晴 新任	常務執行役員、テクニカルソリューション統括本部長
10	橘・ Fukushima・ 咲江 再任 社外 独立	取締役
11	つ津田純嗣 再任 社外 独立	取締役



再　　任

所有する当社
普通株式の数
30,600株

【略歴、地位及び担当】

1975年4月 当社入社
2009年6月 当社取締役常務執行役員火力発電本部長
2011年6月 当社代表取締役副社長火力発電本部長
2012年1月 当社代表取締役副社長
2012年4月 当社代表取締役社長
2018年6月 当社代表取締役会長
現在に至る

【重要な兼職の状況】

株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員
九州旅客鉄道株式会社社外取締役
株式会社RKB毎日ホールディングス社外取締役

【候補者とした理由】

2009年に取締役に就任以来13年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2012年の代表取締役社長への就任を経て、2018年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再　　任

所有する当社
普通株式の数
29,300株

【略歴、地位及び担当】

1981年4月 当社入社
2017年6月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
2018年6月 当社代表取締役社長執行役員
現在に至る

【重要な兼職の状況】

電気事業連合会会長

【候補者とした理由】

2017年に取締役に就任以来5年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

所有する当社
普通株式の数
23,890株

【略歴、地位及び担当】

- 1979年4月 当社入社
 2017年4月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長
 2018年6月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、社長室に関する事項
 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長、CSRに関する事項
 2021年6月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員

【候補者とした理由】

2018年に取締役就任以来4年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2020年に代表取締役副社長執行役員に就任し、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

所有する当社
普通株式の数
22,478株

【略歴、地位及び担当】

- 1981年4月 当社入社
 2016年6月 当社執行役員福岡支社長
 2018年6月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
 2020年4月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長、経営監査室に関する事項
 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員コーポレート戦略部門長
 2021年6月 当社代表取締役副社長執行役員、危機管理官
 2021年7月 当社代表取締役副社長執行役員、危機管理官、ESGに関する事項
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

日本タングステン株式会社社外取締役

【候補者とした理由】

2018年に取締役就任以来4年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2020年に代表取締役副社長執行役員に就任し、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

所有する当社
普通株式の数
23,249株

【略歴、地位及び担当】

1982年4月 当社入社
2017年4月 当社上席執行役員原子力発電本部副本部長
2018年6月 当社取締役常務執行役員原子力発電本部長
現在に至る

【候補者とした理由】

2015年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2018年に取締役に就任以来4年間にわたり当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

所有する当社
普通株式の数
17,614株

【略歴、地位及び担当】

1979年4月 当社入社
2014年6月 株式会社キューデン・エコソル（現九電みらいエナジー株式会社）代表取締役社長
2014年6月 当社理事株式会社キューデン・エコソル出向
2018年6月 当社執行役員九電みらいエナジー株式会社出向
2019年6月 九電みらいエナジー株式会社代表取締役社長退任
2019年6月 当社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、
企画・需給本部長
2020年6月 当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部長
現在に至る

【候補者とした理由】

2018年に執行役員に就任し、主に発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2020年に取締役に就任以来2年間にわたり当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

 所有する当社
普通株式の数
19,973株

【略歴、地位及び担当】

1980年4月 当社入社
 2017年4月 当社上席執行役員原子力発電本部副本部長兼立地コミュニケーション本部副本部長
 2018年6月 当社上席執行役員立地コミュニケーション本部長
 2019年6月 当社常務執行役員立地コミュニケーション本部長
 2021年6月 当社取締役常務執行役員立地コミュニケーション本部長
 現在に至る

【候補者とした理由】

2014年に執行役員に就任し、主に立地コミュニケーション部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2021年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

 所有する当社
普通株式の数
13,783株

【略歴、地位及び担当】

1981年4月 当社入社
 2016年6月 当社執行役員大分支社長
 2018年6月 当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部営業本部副本部長
 2019年6月 当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部営業本部長
 2020年6月 当社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長
 2021年6月 当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長
 現在に至る

【候補者とした理由】

2016年に執行役員に就任し、主に営業部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2021年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

**新 任**所有する当社
普通株式の数
14,692株**【略歴、地位及び担当】**

1984年4月 当社入社
2017年6月 当社執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部副本部長
2018年6月 当社執行役員テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長
2019年6月 当社上席執行役員テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長
2020年6月 当社常務執行役員テクニカルソリューション統括本部長
現在に至る

【重要な兼職の状況】

株式会社富士ピー・エス社外取締役

【候補者とした理由】

2017年に執行役員に就任し、主に土木建築部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数
15 / 15所有する当社
普通株式の数
2,700株

【略歴、地位及び担当】

- 1980年6月 ブラックストーン・インターナショナル株式会社入社
- 1984年2月 同社退職
- 1987年9月 ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社
- 1990年1月 同社退職
- 1991年8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社（現コーン・フェリー・ジャパン株式会社）入社
- 1995年5月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役
- 2000年9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取締役社長
- 2001年7月 同社代表取締役社長
- 2007年9月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役退任
- 2009年5月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代表取締役会長
- 2010年7月 同上退任
- 2010年7月 G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長
現在に至る
- 2011年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事（2015年4月まで）
- 2016年6月 ウシオ電機株式会社取締役（非常勤）
現在に至る
- 2019年6月 コニカミノルタ株式会社取締役（非常勤）
現在に至る
- 2020年6月 当社取締役
現在に至る

【重要な兼職の状況】

- G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長
- ウシオ電機株式会社社外取締役
- コニカミノルタ株式会社社外取締役
- 株式会社あおぞら銀行社外取締役（2022年6月22日就任予定）

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、グローバルな人材マネジメント及びコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

橘・フクシマ氏には、2020年6月取締役就任後、取締役会及び委員会等において、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくとともに、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただいております。引き続き当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に、同様の貢献を行っていただくことを期待しております。



再 任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数
10 / 10所有する当社
普通株式の数
5,100株

【略歴、地位及び担当】

- 1976年3月 株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社
 1998年6月 米国安川電機株式会社取締役副社長
 2003年8月 同上退任
 2005年6月 株式会社安川電機取締役
 2009年6月 同社常務取締役
 2010年3月 同社代表取締役社長
 2013年3月 同社代表取締役会長兼社長
 2016年3月 同社代表取締役会長
 2017年4月 公立大学法人北九州市立大学理事長
 現在に至る
 2018年6月 TOTO株式会社取締役（非常勤）
 現在に至る
 2021年6月 当社取締役
 現在に至る
 2022年3月 株式会社安川電機取締役
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

- 株式会社安川電機特別顧問（2022年5月26日同社取締役を退任し就任予定）
 公立大学法人北九州市立大学理事長
 TOTO株式会社社外取締役
 日本精工株式会社社外取締役（2022年6月28日就任予定）

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、マーケティング及びものづくりに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

津田氏には、2021年6月取締役就任後、取締役会及び委員会等において、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくとともに、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただいております。引き続き当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に、同様の貢献を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1 当社は、橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 2 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
- 3 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 4 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html)に掲載しております。
- 5 橘・フクシマ・咲江氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
- 6 津田純嗣氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

第5号議案

監査等委員である取締役3名選任について

監査等委員である取締役古賀和孝、藤田和子、谷 宏子の3氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	ふじ 藤 田 和 子 再任 社外 独立	取締役監査等委員
2	お 尾 家 祐 二 新任 社外 独立	
3	すぎ 杉 原 知 佳 新任 社外 独立	



再 任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数
15 / 15監査等委員会出席回数
16 / 16所有する当社
普通株式の数
2,100株

【略歴、地位及び担当】

- 1971年10月 監査法人中央会計事務所（後のみすず監査法人）入所
 1975年3月 公認会計士登録
 現在に至る
- 1983年8月 監査法人中央会計事務所社員
 1989年2月 中央新光監査法人（後のみすず監査法人）代表社員
 2007年7月 みすず監査法人退職
 2007年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー
 2009年9月 同上退職
 2009年10月 藤田公認会計士事務所設立
 現在に至る
- 2010年2月 税理士登録
 現在に至る
- 2017年4月 学校法人福岡学園監事（非常勤）
 現在に至る
- 2020年6月 当社取締役監査等委員
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

公認会計士、税理士（藤田公認会計士事務所）

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる公認会計士及び税理士としての豊富な経験及びベンチャー企業立ち上げに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

藤田氏には、2020年6月監査等委員である取締役就任後、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監査・監督機能を果たしていただいております。引き続き当社の取締役会の監督機能強化及び企業価値向上に、同様の貢献を行っていただくことを期待しております。



新任

社外取締役

独立役員

所有する当社
普通株式の数
なし

【略歴、地位及び担当】

- 1990年4月 九州工業大学（現国立大学法人九州工業大学）情報工学部助教授
- 1995年4月 奈良先端科学技術大学院大学情報科学センター教授
- 1997年4月 九州工業大学情報工学部教授
- 2008年4月 国立大学法人九州工業大学大学院情報工学研究院教授
- 2009年4月 同学情報工学研究院長
- 2010年4月 同学理事・副学長
- 2016年4月 同学学長
- 2022年3月 同学退職

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

情報ネットワーク工学の専門家として、日本の先進的情報ネットワーク技術を先導するなど豊富な経験と卓越した識見を有し、また、大学学長として人材育成や組織運営にも携わった経験も有し、当社社外取締役に対応しい人格・識見を備えております。

尾家氏には、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監査・監督機能を果たしていただくことを期待しております。更に、情報ネットワーク工学の専門家の視点から、当社のDX推進や研究開発並びに人材育成などに関してご意見や提言をいただくことを期待しております。



新 任

社外取締役

独立役員

所有する当社
普通株式の数
なし

【略歴、地位及び担当】

- 1999年 4 月 弁護士登録
 現在に至る
 三浦・奥田・岩本法律事務所（現三浦・奥田・杉原法律事務所）入所
- 2007年 4 月 同事務所 共同経営者
- 2019年 6 月 株式会社シティアスコム取締役（非常勤）
- 2020年 6 月 同社取締役監査等委員（非常勤）
 現在に至る
- 2020年 6 月 日本タングステン株式会社取締役監査等委員（非常勤）
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

- 弁護士（三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営者）
- 株式会社シティアスコム社外取締役監査等委員
- 日本タングステン株式会社社外取締役監査等委員

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

弁護士として法務全般に関する豊富な経験及び社外取締役としての経験を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

杉原氏には、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監査・監督機能を果たしていただくことを期待しております。また、同様の観点から、当社の人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員に就任いただくことを予定しております。

- (注) 1 尾家祐二氏、杉原知佳氏が選任された場合、当社は、両氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 2 当社は、藤田和子氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 3 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
- 4 藤田和子氏、尾家祐二氏、杉原知佳氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 5 藤田和子氏、尾家祐二氏、杉原知佳氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、3氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html)に掲載しております。
- 6 藤田和子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 7 尾家祐二氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、情報ネットワーク工学の専門家及び大学学長としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 8 杉原知佳氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 9 藤田和子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

〔ご参考〕

取締役（候補者）のスキルマトリックス

事業環境が大きく変化する中で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に向け、当社の取締役会が高度な見識と多面的な視点で経営の方向性を示すとともに、経営の迅速な意思決定、経営の監督機能を適切に発揮するために取締役会が備えるべきスキルを特定しました。

氏名	当社における地位等	特に期待する分野*1										
		人事 諮問 委員会	報酬 諮問 委員会	① 企業経営	② 財務 ・ 会計	③ 法務 ・ リスク管理	④ 人材	⑤ E S G ・ サステナビ リティ*2	⑥ イノベー ション・ D X	⑦ 技術・ 研究開発 (I C T含む)	⑧ 営業・ マーケ ティング	⑨ グロー バル
瓜 生	代表取締役 会長			○				○	○	○		○
池 辺	代表取締役 社長執行役員	委員	委員	○	○		○	○				○
藤 井	代表取締役 副社長執行役員			○		○	○	○				
豊 馬	代表取締役 副社長執行役員			○	○	○		○	○	○		
豊 嶋	代表取締役 副社長執行役員			○						○		
穂 山	取締役 常務執行役員			○						○	○	○
藤 本	取締役 常務執行役員			○		○	○					
栗 山	取締役 常務執行役員			○							○	
千 田	取締役 常務執行役員					○		○	○	○		
橘・フクシマ	取締役	社外 独立 女性	委員	委員	○		○		○			○
津 田	取締役	社外 独立	委員長	委員長	○					○	○	○
遠 藤	取締役 監査等委員			○		○	○	○				
藤 田	取締役 監査等委員	社外 独立 女性			○							
尾 家	取締役 監査等委員	社外 独立					○		○	○		
杉 原	取締役 監査等委員	社外 独立 女性	委員	委員			○	○				

- (注) 1 取締役（候補者）の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
 2 E S G ・サステナビリティは、E S G経営全般に関する幅広い知見を保有している場合や、環境経営に関する知見や経験を保有している場合に該当（○）としています。

＜株主（1名）からのご提案（第6号議案から第10号議案まで）＞

第6号議案から第10号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。

第6号議案 定款の一部変更について (1)

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第8章 その他

（株価向上の為自己の株式の取得の実施）

第40条 当社は、過去の株価水準と比べて株価が機関投資家等による株価操縦や空売り等、根拠もなく低迷している場合、財務状況に負担をかけない範囲で積極的に自己の株式の取得を行い、実施時期、規模においては取締役会は会社価値維持を念頭に注意を払う。

◆提案理由

過去1度もやった事のない自社価値を上げる行為。余剰資金は多くは無い中で、電気使用量も多くない佐賀県の私立進学校に総額20億円の寄付をする余裕があり、所有他社株配当金が年間10億円以上計上されているなかで、株主から見た優先順位はこちらかと思われる。去年の総会后記者会見で社長が株価低迷に対して配当利回りを力説されていたが、そもそも本日の株価低迷の責任者であり就任後3割近く会社の価値を下げている今こそ社長が責任感を自覚して自己の株式の取得をリーダーシップを持って実行していく事が求められる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、自己の株式の取得については、現行定款第7条において取締役会の決議により実施することができる旨定めておりますが、その具体的な取得は、財務状況や株価への影響などを総合的に勘案し、適否・時期・規模などの検討を行うこととしております。

また、株価については、経営全般にわたる更なる効率化はもとより、販売電力量の拡大、成長事業への取組み等により、2030年の経常利益目標1,500億円に向けて収益の拡大を図るとともに、カーボンニュートラルをはじめとしたESGの取組みも強化することで、持続的な企業価値の向上を通じて高めていきたいと考えております。

なお、当社の株主還元については、安定配当の維持を基本に、当年度の業績や中長期的な収支・財務状況を踏まえ、決定することとしています。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第7号議案 定款の一部変更について (2)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（役員報酬の個別公開）

第41条 当社は、個別役員報酬を公開することによって、総額公開という各部門責任体制が不明瞭な状況を改善し、経営責任を各取締役が確実に負っていることを株主その他当社社員、関係者各位に明示する。

◆提案理由

総額では全く見えてこない。社長就任後株価をこれだけ下げた責任者がその責任を負っているかを株主は見極める必要がある。共同責任を盾に詳細を隠すのは関西電力株式会社が株主総会の招集通知にも報酬を記載し率先

開示している中、ずっと先まで暗くする行為にならないため、電気事業連合会の会長である社長には率先開示し、株主提案で渋々公開を避けて頂きたいと考える。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

報酬につきましては、基本報酬と業績連動報酬で構成し、株主総会で決議された範囲内で支給しております。このうち業績連動報酬は、会社業績に連動させて支給しており、会社業績に対する責任を明確にするとともに、業績向上へのインセンティブとしております。

また、具体的な報酬等の額につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会で他企業の水準等も踏まえ審議したうえで、取締役会で決定しており、会社法施行規則に従い役員報酬の総額と員数を開示しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第 8 号議案 定款の一部変更について (3)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(コンプライアンス委員会委員の氏名・主な経歴の公表)

第42条 当社のコンプライアンス委員会は、各委員が公平、公正に機能しているかを可視化するために社長以下委員の氏名・主な経歴は公表するものとする。

◆提案理由

コーポレートガバナンスを行う上で、現在、当社内のコンプライアンスを判断する人物が相応しいかどうかを確認担保する手段がない状態が続き、このままコンプライアンス委員非公表では会社の利己的な基準で間違った判断を犯した「やらせメール事件」再発防止が機能しているのかすら検証出来ない為。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、社会の皆さまからの信頼が事業活動の最大の基盤であり、透明性の高い、誠実で公正な事業運営を行うことが重要と考え、コンプライアンス経営に関する方針や具体的対応策の提言、審議並びに実施状況のモニタリングを行うことを目的に、コンプライアンス委員会を設置しております。

当社のコンプライアンス委員会は、各委員から客観的中立的な立場でご提言・ご助言等をいただき、コンプライアンス経営に資するため、社外有識者、労働組合代表、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）等で構成されております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第9号議案

定款の一部変更について (4)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(内容確定後速やかな大引け前の決算発表の実施)

第43条 当社の各決算発表は内容確定後速やかに発表するとし、取引所開場時間内に発表を努める。

◆提案理由

良くも悪くも発表内容がリアルタイムで株価に反映されて外部要因の影響を受けにくくなる。当社の主張する「株主が決算内容を考察する時間が必要」と言うのが良いと言うのはスピード感の無い考え方で株主のチャンスを奪う。社長が会長を務める電気事業連合会加盟会社の2022年3月期第3四半期決算の発表は、関西電力株式会社、中部電力株式会社、四国電力株式会社、沖縄電力株式会社が1/28に、さらに北海道電力株式会社は1/27に行っており、その中で締日後45日以内発表と言う言葉に甘えて1/31大引け後に発表の当社は危機感を持って改善する必要があると考える。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、東京証券取引所の決算発表の早期化の要請を踏まえ、連結会計年度に係る決算については、遅くとも決算期末後45日以内に開示を行うことが適当とされる中、より望ましいとされる決算期末後翌月内に開示しております。また、四半期連結累計期間に係る決算についても同様に、決算期末後翌月内に開示しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第10号議案

定款の一部変更について (5)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(証券会社等機関投資家との取引停止)

第44条 当社は、株価操縦やインサイダー取引を行ったとして、関係者が逮捕、起訴された証券会社等機関投資家とは次年度より取引を停止する。また、当社の社債発行事務に関わる幹事会社が、直接又は間接に当社の株を大量に保有、売買を行い、株価操縦と疑われる行為を行った場合も同様とする。

◆提案理由

昨今株価操縦により検察庁による検挙・起訴や事情聴取される大手証券会社副社長等がいる中、当社株売買の板においても、当日高値付近に大量の売りを設定して正常な株価上昇を阻害する機関投資家がいると推測される。それが証券取引等監視委員会によって関係者が逮捕・起訴された場合、証券会社等は当該社員一人に責任を被せるケースもあると思われるが、多額の資金が動く為、組織ぐるみであることは容易に推測できる。こういう勢力と取引することは当社の信頼を大きく失墜させる恐れのある行為であり、コンプライアンス委員会も機能しているかも検証できない中、定款にこの条項を掲げることにより、一定の抑止効果も見込まれると考えられる為。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、社債の発行や従業員持株会の事務委託などにおいて証券会社等と取引がありますが、取引先選定にあ

たっては、当社ニーズへの対応能力や信頼性、経済性等を総合的に勘案し、決定しております。

取引先にて不正行為が発生した場合に取引を停止するか否かは、当該行為の重大性や組織的関与の有無、取引継続による社会的批判、代替先確保をはじめとした業務への影響などを踏まえ、個別に判断すべきものと考えます。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

<株主（1名）からのご提案（第11号議案から第16号議案まで）>

第11号議案から第16号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。

第11号議案 定款の一部変更について (6)

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第8章 その他

(コンプライアンスに関する調査・評価の独立)

第45条 当社は、コンプライアンス相談窓口に依頼された内容の調査が、公平・公正な判断と相談者の保護（匿名性等）を確保するため、コンプライアンスに関する調査・評価する機関は独立したものとする。調査は、社外又は専門知識を有した者（法律事務所又は専門の顧問等）により実施し、調査内容及び対応結果については社外取締役の承認を得る。株主から、コンプライアンス相談事例について問い合わせがあった場合は、秘匿性のある情報（氏名等）を除き、概略を開示する。

◆提案理由

コンプライアンス違反が会社や部門による隠ぺい等により、問題が大きくなる場合や対応が遅れる場合がある。その場合、会社に対しての評価や株価に影響を及ぼす場合がある。

そのため、相談窓口に依頼された内容の調査等を、独立した社外機関等とすることにより、会社や部門の隠ぺいを防止するとともに、依頼者も保護できる。

コンプライアンス違反に対して、社外の監視があることにより、隠ぺいの抑止効果を向上させる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、法令や企業倫理に反する行為の防止及び早期発見を目的として、社内及び社外（法律事務所）に九州電力コンプライアンス相談窓口を設置しており、相談窓口で受け付けた相談については、公益通報者保護法等の関連法令を遵守し、弁護士等の専門家の助言を受けながら、公正中立な対応をしております。

相談内容及び対応結果は、当社のコンプライアンス委員会に報告しており、社外有識者、労働組合代表、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の各委員によるモニタリングを実施しております。

また、相談に関する情報を開示することは、公益通報者保護法等に違反するおそれがあることや、相談者保護の観点からいたしかねます。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第12号議案

定款の一部変更について (7)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(公平・公正な調達を検証する機関の設置)

第46条 当社は、公平・公正な調達（資材、工事及び委託）を目的に、不適切な取引に対する専門の通報窓口及び調査・審査を行う第三者機関を設置し、不適切な取引を防止し、健全な取引を行う。株主から、不適切な取引の有無について問い合わせがあった場合は、秘匿性のある情報（氏名等）を除き、概略を開示する。

◆提案理由

日産自動車や大和ハウス工業のような不適切な取引は、会社としての損害だけでなく、信用も落とす。

不適切な取引に対する専門の通報窓口（匿名での通報可能）及び調査・審査をする第三者機関を設置することにより、早期発見及び対応ができる。

不適切な取引に対し、社外の監視があることにより、隠ぺいの抑止効果を向上させる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、良質な資材を経済的に調達することを目的として「資材調達基本方針」を定め、品質や価格など経済合理性に基づいた公平・公正な資材調達を行っています。また、不適切な事象が発生しないよう、複数名の稟議体制で審査・承認を行い、監査等委員会や第三者機関である有限責任監査法人トーマツによる定期的な監査を受けております。

さらに、法令や企業倫理に反する行為の防止及び早期発見を目的として、社内及び社外（法律事務所）にグループ会社従業員及びお取引先さまも利用できる九州電力コンプライアンス相談窓口を設置しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第13号議案

定款の一部変更について (8)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(事業を検証する機関の設置)

第47条 当社は、新規事業を行うに当たって、専門家等による専門部会を設置し、採算性及び将来性等を客観的に評価する。また、当初計画より、運開（開始）日が半年以上又は予算が10億円以上超過した事業については、原因を明確にしたうえで、採算性及び将来性等を専門部会で評価する。専門部会の委員は、事業に関し専門的な知識を有する第三者を二人以上任命する。株主総会参考資料として、経営上の守秘事項を除き、評価結果を開示する。

◆提案理由

同じ時期に、同じエネルギー関連（石炭火力、地熱、海外エネルギー）で損失を発生させたのは、新規事業に対する見通しが甘かったのではないかとと思われる。

少なくとも他社の事例を評価していれば防げたものがあり、一度に同じエネルギー関連の事業を開始したのは計画に問題があると思われる。

新規事業を行う上で失敗は覚悟すべきであるが、事業の検証結果も出ない時期に同じ関連事業を進めることは

リスク管理が出来ていないのではないと思われる。

また、川内原子力発電所3号機増設工事や再処理事業の必要性は理解するが、採算性及び将来性等を考慮し、中止及び撤退を含めて検証すべきである。

中止しないのであれば、株主に納得のできる理由の説明が必要である。

以上のことから、検討・評価できる専門部会が必要である。

また、今後の投資判断材料として、株主への検証結果の開示を強く求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

新規事業の投資判断にあたっては、経営層や専門知識を有する関連部門のメンバーで構成する社内委員会を設置し、社外の専門家等による法務・財務等の事前調査を行った事業について、収益性やリスク等を慎重に評価・審議したうえで、社外取締役を含む取締役会等にて意思決定を行うこととしております。

また、参画後も同委員会において、継続的かつ定期的なモニタリング等を行うことにより、リスクの低減を図るとともに、不調事業については一定のルールに基づいて継続・撤退を検討し、撤退する場合には社外取締役を含む取締役会等で意思決定を行うこととしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第14号議案 定款の一部変更について (9)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(要求に対する正当性の確認)

第48条 当社は、法律・条例等の改正により、税及び設備改善等の様々な要求を受ける。その場合、その要求が他の法に違反していないか、過大な要求でないかを司法の場により正当性を確認する。株主総会参考資料として、経営上の守秘事項を除き、その結果を開示する。

◆提案理由

国や県は、電力会社に対して、多大な要求をする場合がある。その場合は、会社としても株主の権利の確保のため、司法等で戦わなければならないが、当社は他国の電力会社と比較して争っていない。海外は、原子力発電所の停止には損害賠償を求め、補償も無制限でなく明確な責任の境界がある。

当事者の東京電力だけでなく、保険金として各電力会社から金を集め、事故の補償金に充てるのは受益者負担(受益者は東京電力の安い電気の購入者)の原則からも異常である。国は、経営の失策の銀行等には多額の資金を供給し、審査以上の自然災害による原子力災害には金を要求するばかりである。何のための認可か、コロナ基準を変えたら経営計画が成り立たない。防犯対策は企業だが、テロ対策は国である。何も争わないから国などは要求する。民間企業として、損害賠償等を争うべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

電気事業は、電力が国民生活に不可欠なインフラであり、高い公共性を有することから、電力の安定供給を確保するため、電気事業法をはじめとする関係法令の規制を受けております。

当社も電気事業者として、関係法令を遵守し必要な許認可を得たうえで電気事業を運営しており、関係法令の改正により設備改善等が必要となった場合には、その改正の趣旨を踏まえ必要な対応を行っております。

なお、原子力災害に関しましては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、万が一の原子力事故により巨額の損害賠償が生じる将来のリスクに備え、必要な資金の交付等が行われる仕組みが構築され、当社をはじめとする原子力事業者が一般負担金を支出することとされているものです。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第15号議案 定款の一部変更について (10)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(グループ企業を検証する機関の設置)

第49条 当社は、多数のグループ企業を有しているが、時代に即した効率的・機能的な構成及び組織となっているか検証する必要がある。よって、年1回以上、社外の専門家を交えた専門部会により、グループ会社の状況を検証する。株主の求めに応じて、経営上の守秘事項を除き評価結果を開示する。

◆提案理由

設立当時は、時代に即した効率的・機能的な構成及び組織となっていたと思うが、現在は状況が変化し、非効率的となっている場合が多々ある。

また、設立の理由が不明で、出向による役職ポストの受け皿となっている会社もあるのではないかと。

少なくとも同じ事業内容で、受注先がグループ会社がほとんどの場合は検証が必要である。

親会社を決めて、グループ内で仕事を回している場合もあるのではないかと。

よって、年1回以上、社外の専門家を交えた専門部会によりグループ会社の事業内容を検証する必要がある。

株主として、当社グループの健全性を確認するうえで、経営上の守秘事項を除き評価結果の公開を強く求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループは、「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向け、電気事業の運営に貢献する事業から、広く一般に商品・サービスを提供する事業まで、各社がそれぞれの役割において自主独立性を持った経営を行うことを基本としつつ、当社とグループ会社が相互に連携し、グループ一体となった取組みを進めております。

当社は、グループ経営管理サイクルにおいて、各社がグループ経営ビジョンに基づき策定する中期経営計画について合意し、年間成果契約を締結のうえ、年度終了後に業績評価を実施するとともに、一定の財務基準を満たさない事業については、撤退を含めた改善策を検討・実施しております。また、グループ会社の統合再編についても、グループ全体の経営効率化の推進及び企業価値向上の観点から、経営環境の変化に応じて適宜取り組んでおります。

さらに、グループ会社の経営状況については、定期的に社外取締役を含む取締役会へ報告し、モニタリングを行っております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(人事評価を検証する機関の設置)

第50条 当社は、個人の成果に応じた賃金改定を進めているが、社員の人事評価が公平公正に行なわれなければ機能しない。よって、人事評価に対して社員の異議申し立てを受け付け、検証する専門の機関を設置する。

◆提案理由

成果主義を進めると、本当の成果ではなく、評価者のイエスマンが優遇されることが多々ある。

これは危険なことで、コンプライアンス違反でも指示に従う又は黙認する風潮ができる恐れがある。

よって、人事評価に対して社員の異議申し立てを受け付け、検証する専門の機関を設置することにより、本当の成果主義が可能となる。

また、人事評価を適切に行わない評価者を発見でき、その者に対して適切な教育等が可能となり、評価の向上が期待できる。

以上のことにより、会社の財産である社員が保護され、会社として価値の向上が見込まれる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、管理職へ社員を登用する際には、その能力・適性を十分踏まえたうえで登用することとしております。

また、公平公正で納得感のある人事評価の実現に向け、評定者に対し各種研修を実施するとともに、評定にあたっては、立場の違う複数の評定者が独立して評定を行う多段階評定を取り入れ、より適切な評定を行う仕組みとしております。

さらに、毎年実施する上司部下間の面談の中で、1年間の取組みを振り返り、被評定者の強みや改善点について、評定者から丁寧に説明するとともに、今後に向けた具体的取組みを共有・支援することとしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

<株主 (66名) からのご提案 (第17号議案から第25号議案まで)>

第17号議案から第25号議案までは、株主 (66名) からのご提案によるものであります。

◆提案内容

定款「第4章 取締役および取締役会」に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(社外取締役の在り方に関する実務の明確化)

第30条の2 社外取締役の役割は、電力会社の社会的役割を自覚し、経営戦略や経営陣の人事報酬への適切な関与、株主との対話を通して、社外の視点を通じた実効的な経営監督とする。

◆提案理由

高額報酬を得ている社外取締役だが、その役割、仕事の内実等、株主はほとんど知ることができない。一昨年7月末、経済産業省は、「社外取締役の在り方に関する実務指針」を公表した。提案の「定款の変更内容」はそれに沿ったものである。つまり数から質の確保が求められているといえよう。たとえば、経済産業省が実施し

た社外取締役向けアンケート調査では、株主・機関投資家との対話を行っている社外取締役は10%であった。その期待された役割には程遠い。福島原発事故以降、多くの問題が指摘され、いまだに解決に至っていないものが大半であるにもかかわらず、発電事業の基本にかかわる原発の必要性・経済性・安全性が議論された気配もない。社長や会長につながるコネ選任は論外である。よって当社は、定款に社外取締役の役割を明記し、総会においてその成果を公表すべく努める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の社外取締役は、その豊富な経験や識見から、取締役会の議案審議等に必要な発言を行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。

また、当社の役員報酬の審議、役員人事の決定・承認プロセス等においては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会及び人事諮問委員会で審議を行い、取締役会で決定しており、社外取締役がその機能を十分に果たしております。

さらに、株主・機関投資家の皆さまとの対話につきましては、社外取締役も出席する取締役会への報告を行うとともに、一部の対話には社外取締役も出席しております。

以上のとおり、当社の社外取締役は、その役割を十分に果たしているため、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第18号議案 定款の一部変更について (13)

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第8章 その他

(原子力に頼らないカーボンニュートラルの実現)

第51条 当社は、カーボンニュートラル電源から原子力発電を除外する。

◆提案理由

当社はカーボンニュートラル電源として、原発を最大限活用することを謳っている。しかし、原子力サイクル全体でみれば原発からも二酸化炭素（以下CO₂）は排出されている。電力中央研究所は1 kWhあたりのCO₂排出量を、石炭火力が975 g、石油火力が742 g、太陽光が53 g、風力が29 g、原子力は24 gと評価（2000年）しているが、原子力の場合、サイクルの各工程でロスや余裕率が全く考慮されていない。例えば、ウラン鉱石からウランをロスなく100%取り出すなど、あり得ない机上の空論である。

龍谷大学大島教授は原発のCO₂原単位は、最小1.36 g、最大288.25 g、平均で66 gになると報告している。また、風力2.8~7.4 g、太陽光19~59 g、原子力68~180.1 gとするヤコブソン評価もある。原発は海水温より7℃も高い温排水で直接地球を暖める装置でもあり、当社は原子力をカーボンニュートラル電源から除外する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電については、国の第6次エネルギー基本計画において、「実用段階にある脱炭素電源」として、「安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」とされております。

当社は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、グループ大で再生可能エネルギー開発を推進し、主力電源化に取り組むとともに、天候・気候に左右されないベースロード電源として、安定供給の確保と、電源の低・脱炭素化に向け、安全性の確保を大前提に原子力発電を最大限活用してまいります。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第19号議案 定款の一部変更について (14)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原子力の安全文化向上に関する宣言)

第52条 当会社に、原発の事故・労働災害問題特別委員会を設置し、原子力の安全文化向上に努める。

◆提案理由

当社は第96回定時株主総会において、株主提案に対し「当社及び関係会社は、作業にあたり、原子炉等規制法、労働安全衛生法、放射線同位元素等規制法に定められた事項を遵守し、適切に作業管理を行うことにより、作業員の労働安全を確保しています。」と議案書に記載し、公表した。しかしながら、ここ3年間に玄海原発に関するものでも、作業中の落下3件、火災3件、その他3件の事故が発生し、作業員の負傷事故も起きている。当社が本年2月2日に佐賀県知事に提出した報告書を見てもいかに杜撰な作業管理が行われていたかが解る。

当社の安全文化の真正性が問われている。核物質を取り扱う事業者として安全性に対して地に落ちた信頼を取り戻すためにも、作業員の安全を守るためにも各部門を含め早急に事故および労働災害問題特別委員会を設置し、作業員の労働安全に努める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電所の運営にあたっては、いかなる場合においても安全を最優先とすることが最も大切であり、本店の関係部門と原子力発電所が一丸となり、労働安全衛生法をはじめとする関係法令に基づき、作業安全に徹底して取り組むとともに、請負会社に対しても適切な作業安全の確保を要求しています。

原子力発電所における火災や負傷者発生などの事案については、本店の関係部門と原子力発電所が連携し、徹底した原因究明と各事案を根本から幅広く検証を行い、安全パトロールや安全教育の強化及び請負会社との意見交換を継続するなど、安全文化のより一層の醸成や作業安全達成のための取組みを実施しています。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第20号議案 定款の一部変更について (15)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(電源別コスト等検証委員会の設置)

第53条 当会社に、電源別コスト等検証委員会を設置し、より正確な電源別コスト計算を行い公表する。公表の方法は、発電コスト及び託送料金内訳の電気料金明細書への記載とする。

◆提案理由

2021年の経済産業省の試算によれば、太陽光、風力など再生可能エネルギー発電費用は今後更に安価になる。一方、原発は安全対策費に1兆円近い経費がかかっており、廃炉費用を含む放射性廃棄物対策費用の増加も見込まれる。LNG火力・石炭火力も含め発電コストの推移を毎年公表していくべきである。

託送料金は、送配電のネットワークに要する本来の費用と、原発の後始末とも言える費用を区別して料金明細書に記載する。そもそも総括原価方式になっている託送料金の原価費用に入れてしまうと、新電力に切り替えた

消費者も払い続けることとなり問題が多い。

託送料金には福島原発事故を契機に導入された賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金、電源開発促進税などが含まれるが、詳細は不明である。よって当社に、電源別コスト等検証委員会を設置し、正確な電源別コスト計算を行い公表する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

電源別発電コストは、資本費や運転維持費などを基に算定しており、会社間の競争情報に該当することから、当社は非公表情報と位置付けております。

なお、経済産業省の審議会である発電コスト検証ワーキンググループにて、2021年9月に示された「基本政策分科会に対する発電コスト検証に関する報告」では、国が試算した電源別発電コストが公表されています。この試算において、原子力の発電コストには、追加的安全対策費や事故リスク対応費用、廃止措置費用、政策経費等も含まれておりますが、石炭火力やLNG火力と比べ、経済的に遜色のない水準とされております。

また、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金については、全ての電気の利用者に公平にご負担いただく国の方針が示されたことを踏まえ、電気事業法施行規則で託送料金での回収が規定されており、本年4月からは請求書等にその相当額を記載するなどしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第21号議案 定款の一部変更について (16)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(水素爆発検証委員会の設置)

第54条 当会社に水素爆発検証委員会を設置する。検証委員会の結論が出るまでの間、すべての原発を停止する。

◆提案理由

東京電力福島第一原発事故では、1、3、4号機の原子炉建屋が爆発した。原子炉圧力容器の水位低下で燃料が露出し、被覆管に使われているジルコニウムが水蒸気と反応して水素が発生、建屋上部に漏れ出して爆発した水素爆発と言われている。しかし、3号機爆発では水素以外の可燃性ガスが寄与している可能性が高く、塗料や保温材、電線ケーブル等が高温下で多様な可燃性ガスを発生させていた可能性がある。当社は水素爆発対策として、電気ヒータにより水素を強制的に燃焼させ水にする「電気式水素燃焼装置」と触媒により水素と酸素を反応させて水にする「静的触媒式水素再結合装置」を格納容器内に設置している。しかし、福島原発建屋の爆発が水素だけが原因ではなかった可能性がある今、当社の対策は再検討が迫られることになった。よって、当社に水素爆発検証委員会を設置する。対策の妥当性が証明されるまでの間、全ての原発を停止する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故については、原子力規制委員会において、事故の調査・分析に係る中間取りまとめが実施され、水素以外の可燃性ガスが水素爆発に寄与している可能性が示されていますが、今後も引き続き、原子力規制委員会において調査・検討を実施するとされています。

当社は、東京電力福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、新規制基準への適合はもとより、更なる安全性及び信頼性の向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めるとともに、福島第一原子力発電所事故の未解明問題に対する調査結果や技術的知見の収集に努めながら、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第22号議案 定款の一部変更について (17)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(非常事態対策課の設置)
第55条 当会社に非常事態対策課を新設する。

◆提案理由

本年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻で、同日にチェルノブイリ原発が、3月4日にザポリージャ原発が攻撃、制圧されたが、このことは原子力発電所を稼働させていることの潜在的危険性を改めて浮き彫りにした。戦争やテロ攻撃に限らず、大規模な人災、天災による非常事態のもとで更なる大惨事を招かないためにも早急な原子炉停止が求められる。

今回のウクライナの原発で露呈したように、この様な非常事態では作業員の数も十分ではない場合があり、福島原子力発電所の事故でもそうだったように、何度か見聞きした訓練程度では対策が功をなさなかった教訓もある。全てが想定外の状態で、日頃の運転方法が通用しなかった。よって、事細かな想定と訓練を実施すべく、専門的部署を新設すべきと考える。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

軍事攻撃のリスクに対しては、我が国の外交上・防衛上の観点から対処されるものと認識しています。

当社は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」及び「国民の保護に関する基本指針」に基づき「国民の保護に関する業務計画」を策定しており、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合においては、当該計画に則り速やかに対策組織を設置し対応することとしています。武力攻撃事態等において、国からの警報が発令された場合には、原子炉の運転停止に向けて必要な措置を実施し、原子力規制委員会から原子炉の運転停止命令が出された場合には、原子炉の運転を停止することとしています。

また、当社は、特定重大事故等対処施設をはじめとした新規規制基準への適合はもとより、更なる安全性及び信頼性の向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めており、これらの設備を有効に使用するための訓練についても定期的に行っています。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第23号議案 定款の一部変更について (18)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(核燃料サイクル事業からの撤退)
第56条 当社は、核燃料サイクル事業から撤退する。よって、川内・玄海両原発敷地内に予定している使用済燃料乾式貯蔵施設建設は行わない。

◆提案理由

当社は使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を利用する核燃料サイクル推進を基本方針とし、英国に1,538kg、全体で約2,218kgのプルトニウムを保有している。しかし、MOX燃料加工工場が英国にないため、

その利用計画はとん挫している。長崎に投下された原爆が約7kgのプルトニウムで作られたことを考えれば、これ以上のプルトニウム保有に消費者の理解は得られない。また、不要なプルトニウムを取り出すために六ヶ所再処理工場が稼働すれば、大量の放射能が再処理工場内外に放出される。六ヶ所再処理工場は設計上、年間800トンの使用済燃料を処理することが可能であり、毎年約9700兆ベクレルのトリチウムを海中に、約1000兆ベクレルを大気中に放出し、環境が破壊され大きな健康被害も懸念される。よって、当社は核燃料サイクル事業から撤退することとし、必要性のない使用済燃料の乾式貯蔵施設建設は行わない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第6次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減量化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。

当社としても、エネルギー資源に乏しい我が国において、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくため、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが必要であると考えており、玄海原子力発電所3号機のプルサーマル運転を今後とも着実に進めてまいります。

また、当社の使用済燃料については、六ヶ所再処理工場に搬出することを基本方針としており、玄海原子力発電所においては、搬出するまでの間安全に貯蔵するため、現行のプール方式に加え、乾式貯蔵施設を設置することとしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第24号議案 定款の一部変更について (19)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(川内原発に関する宣言)

第57条 川内原発1、2号機は20年延長の申請は行わず、廃炉とする。

◆提案理由

当社は2015年4月27日に玄海1号機、2019年4月9日に玄海2号機を廃止した。安全性と経済性を最優先させた結果である。両機とも原子炉容器上蓋と蒸気発生器という最重要な機器を取り換える大工事を行っていた。同様に、川内原発も原子炉容器上蓋（1号機が2008年、2号機が2009年）と蒸気発生器（1号機が2008年、2号機が2018年）を取り換えた。特に1号機は1996年10月27日、原子炉容器上蓋にある制御棒駆動装置部に、一次冷却水が噴出した可能性が視える大事故を起こすなど、老朽化の進展が危惧される。

南日本新聞社などが行った「原発政策を問うアンケート」調査によると廃炉を含む脱原発を望む声は46%に上り、容認の18%を大きく上回った。当社は原発の安全運転と地域住民の生命と財産、安心・安全を最優先する会社である。よって、川内原発の20年運転延長は行わず、廃炉とする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電については、国の第6次エネルギー基本計画において、2050年カーボンニュートラルを実現するため、「実用段階にある脱炭素電源」として、「安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」とされております。

当社は、安全を大前提に、原子力発電を最大限活用していく方針であり、将来の需給状況や電源構成の見通し等も踏まえつつ、様々な選択肢を検討することが必要であると考えており、運転延長もその一つの選択肢として

検討しています。

また、運転期間延長認可申請にあたっては、原子炉等規制法に基づき特別点検を実施するとともに、原子炉等の劣化状況に関する技術的評価を実施し、その結果等を踏まえたうえで判断することとしており、特別点検を昨年10月より実施しているところです。

定款は会社の基本事項を定めるものであり、当社の選択肢を狭める本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第25号議案 定款の一部変更について (20)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(活断層調査委員会の設置)

第58条 当会社に、活断層調査委員会を設置する。

◆提案理由

国の見解によると、これまで九州には中央構造線はなく、よって中央構造線系活断層もないとされてきた。しかし、2015年9月の日本地質学会長野大会において熊本大学田中均教授が、「九州山地西縁の日奈久断層の再検討」として、臼杵一八代構造線（中央構造線）の延長と考えられる日奈久断層の西端が、薩摩川内市沖合まで伸びていることが報告された。これは古生物の研究から実証されている。近年、日本は地震の活動期に入っており、全国各地で大きな地震が相次いでいる。南海トラフ巨大地震も目前に迫っており、川内原発近くに活断層が存在するとすれば、事故の確率が高くなるのははっきりしている。原発の安全と地域住民の安全・安心を最優先に考える当社としては、住民の不安を払拭するためにも、当社に活断層調査委員会を設置し、社外専門家も交えながら、新たな知見を取り入れ徹底した調査を行う。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、これまで広範囲にわたり詳細な調査を実施し、川内原子力発電所周辺で確認された活断層について適切に評価を行っております。

具体的には、航空写真からわずかな地形の変化を読み取ることで活断層を見つけ出す変動地形学調査、人工的に発生させた振動を観測・解析することで地下の地質構造を調べる海上音波探査、地下の地質を直接採取して調べるボーリング調査など、最新かつ複数の調査を実施しております。そのうえで、敷地周辺で確認された活断層等に基づき策定した基準地震動に対し、川内原子力発電所の耐震安全性に問題がないことを確認しております。

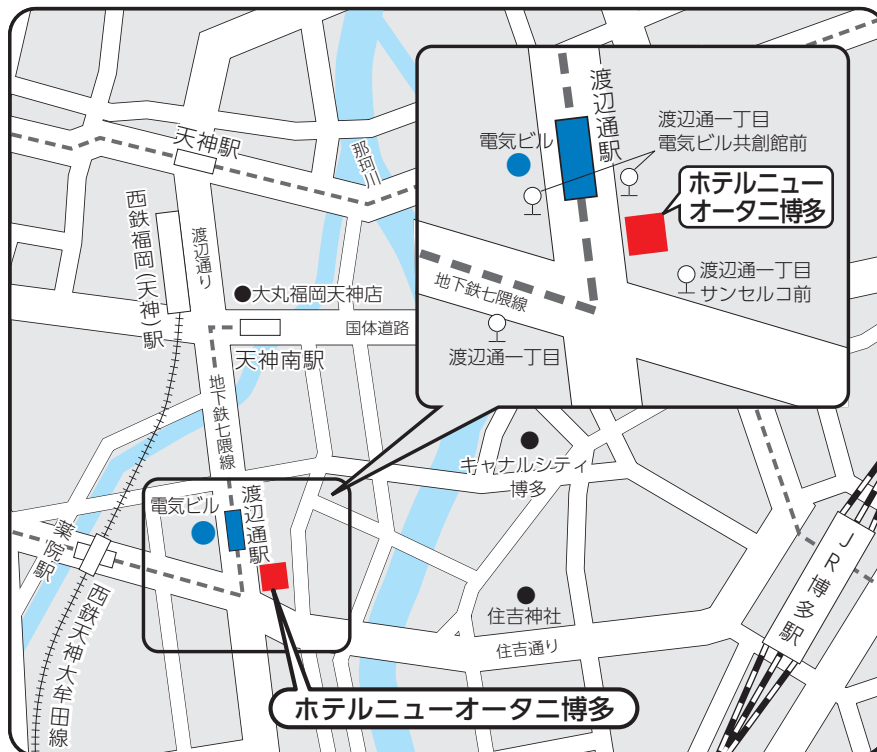
また、当社の評価については、新規制基準に適合していることを原子力規制委員会に詳細に説明し、妥当であるとの評価をいただいております。

さらに、川内原子力発電所周辺の地震の発生状況を常に観測するなど、最新の科学的・技術的知見を継続的に収集し、更なる安全性・信頼性の向上に努めております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」



交通

- ・ J R 博多駅より バス (約10分)
- ・ 天神より バス又は地下鉄 (約3~10分)
- ・ 西鉄薬院駅より 徒歩 (約7分)

お願い

- ・ お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・ グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。